

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、10月11日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信 

**[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

#### 墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



### 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、それぞれを単独で接種した場合と比べても有効性や安全性が劣らないため、同時接種が可能です。一方で、インフルエンザワクチン以外のワクチンと新型コロナワクチンの同時接種は、現時点ではできません。片方のワクチン接種後、2週間の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

その他の新型コロナワクチン接種に関する情報は、区ホームページを



**問合せ**▶新型コロナワクチン=墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)▶その他のワクチン=保健予防課感染症係☎5608-6191

### 墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスを除く)。

支給には**申請が必要**です。支給を希望する場合は、必ず**事前に電話でお問い合わせ**ください。

**[対象]** 次の全ての要件を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である▶給与等の支払いを受けている被用者である▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師により証明される場合で、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 \*上限あり**[適用期間]** 2年1月1日～4年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで) \*申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内**[問合せ]**▶墨田区国民健康保険の被保険者=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123▶東京都後期高齢者医療制度の被保険者=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 \*広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

### ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

### 納期限までに納めてください 特別区民税・都民税(第3期分)

令和4年度特別区民税・都民税(普通徴収分)第3期分の納期限は、10月31日です。納期限までに、税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、スマートフォン決済アプリで納めてください。スマートフォンやパソコン等からクレジットカードによる納付も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。また、口座振替の場合は10月31日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。

**[問合せ]**▶納付方法等=税務課税務係☎5608-6133▶納税相談=税務課納税係☎5608-6142

### 輸血を必要としている方のために 献血にご協力を

病气やけがなどで輸血を必要としている方の尊い生命を救うため、献血へのご協力をお願いします。

#### ■区役所での献血

**[とき]** 10月26日(水)▶午前10時～11時15分▶午後0時半～4時**[ところ]** 区役所1階アトリウム**[対象]** 16歳～69歳で、体重が50kg以上の方 \*65歳以上の方は、60歳～64歳の間に献血の経験がある方のみ**[持ち物]**▶献血が初めての方=本人確認書類▶献血の経験がある方

=献血カード・手帳**[問合せ]** 東京都赤十字血液センター☎5272-3523

#### ■「献血ルーム feel」での献血

常設の献血ルーム feel(押上1-1-2東京ソラマチ®10階)では、落ち着いた環境で献血を行えるほか、様々なイベントを開催しています。

**[受け付け時間]** 午前10時～午後5時45分 \*献血の種類により、実施していない時間帯あり \*12月31日、1月1日を除く**[問合せ]** 献血ルーム feel ☎6456-1972

**[問合せ]** 保健計画課保健計画担当☎5608-6190 \*献血の注意事項等は、日本赤十字社のホームページを参照

### コミュニティ活動を支援しています 町会会館への設備等の補助

区では、コミュニティの活性化を図るため、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成金を活用し、認可地縁団体に設備等の補助を行っています。今年度は、両国一丁目町会ほか8町会に、会議用テーブルなどの補助を行いました。

**[問合せ]** 地域活動推進課地域活動推進担当☎5608-3661

### 自転車の代わりに置こう 思いやり 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

都と区では、10月22日～31日を第39回駅前放

置自転車クリーンキャンペーンの実施期間としています。駅周辺の放置自転車は歩行者の通行の妨げとなり、特に高齢者や障害のある方の安全な通行を困難にしています。また、救急車等の緊急車両の通行や、災害時の避難・救助活動を妨げるほか、まちの景観を損なう等、社会問題となっています。一人ひとりが自転車利用のルールとマナーを守り、放置自転車をなくしましょう。**[問合せ]** 土木管理課交通安全担当☎5608-6203

### 本紙毎月1日号に掲載しています 「私の好きな すみだ」写真募集

皆さんが撮影した写真を本紙に掲載します。スマートフォン等で撮影した写真も応募できます。ぜひ、写真をお寄せください。

**[応募方法]** 随時、「私の好きな すみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名・撮影場所・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで〒130-8640広報広聴担当(区役所6階)☎5608-6223・✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jpへ \*写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内)**[注意事項]**▶人物が含まれる写真は、肖像権侵害等の防止のため、本人(未成年の場合は親権者)の了承が必要▶氏名も掲載▶応募写真は他媒体で使用する場合があります▶応募写真は一部手直しをする場合があります